

議案第2号

岩沼市デイサービスセンターさとのもり運営規程の一部改正について

提案理由

本案は、人事異動等により人員配置に変更があったことから、別紙のとおり規程の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

岩沼市デイサービスセンターさとのもり運営規程の一部を改正する規程
 岩沼市デイサービスセンターさとのもり運営規程（平成12年4月1日施行）の一部
 を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

職 種	勤務形態	一般型 (定員月～金 29名・土日14 名)		認知症型 (定員10名)		職 務 内 容
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	常					職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
	非		1		1	
生活相談員	常					指定通所介護等事業の利用申込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行うとともに、介護サービスの提供を行う。
	非		6		6	
介護職員	常	1		1		通所介護計画の作成を行うとともに、介護サービスの提供を行う。
	非	2	10		7	
看護職員	常					通所介護計画の作成を行うとともに、健康状態の確認及び介護サービスの提供を行う。
	非		4		4	
機能訓練 指導員	常					通所介護計画の作成等を行うとともに、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
	非		5		5	
管理栄養士 ・栄養士	常					栄養改善サービスを行うための栄養管理等を行う。
	非	1		1		
調理員	常					食事サービスの調理等を行う。
	非	4		4		
合計	常	1		1		
	非	7	26	5	23	

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。